

# 令和4年度 能美市の住まいに関する助成制度

## ①定住促進補助金

45歳未満の定住を目的に、市内で新しく住宅を取得(新築・購入・増改築)した方を対象とした補助金です。

【申請の対象者】 以下の①、②いずれも満たす方

- ①対象住宅のある住所に住民票を移した時点で45歳未満である
- ②家屋の所有権を持っている(持ち分比率は不問です)

【申請期間】

住宅の保存登記が完了した日、または、住民票を移した日から**3カ月以内**に必要書類を提出してください。

基礎額	加算額					
<補助額> 10万円	転入者	同居	近居	居住促進地区	市内業者利用	市内在勤者
<主な対象条件> 市内に住宅を新築、増改築、 購入する場合	(市外から) 20万円 (県外から) 40万円	(親世代) 20万円 (三世代) 30万円	(三世代) 20万円	(中山間地区) 50万円	(設計・購入) 15万円 (建築) 15万円	60万円

※対象となる金額は、基礎額に条件に該当する加算額を合計した金額です。

### 県外・市外からの転入者

- <主な対象条件>  
以下の①、②いずれも満たす方
- ①住民票上、**世帯の1/2以上が県外・市外に直近\*で連続して5年以上居住**した後、取得住宅に転入している
  - ②県外・市外からの転入者が住宅の所有権を有している
- ※ 住民票上の、取得住宅への転入日を起算とする

### 新たに三世代、親世代が同居する方

- <主な対象条件>  
別居していた三世代\*1 または二世代\*2 が同一の住宅に新たに居住する
- ※1 申請者とその子及び申請者の父母  
子は三世代同居を始めた日が属する年度の4月1日  
時点で満18歳未満である者
  - ※2 申請者とその父母

### 三世代が近居する方

- <主な対象条件>  
**おおむね2km以上**離れて別居していた三世代\*が**おおむね50m以内**の距離で別々の住宅に居住する
- ※ 申請者とその子及び申請者の父母  
子は三世代同居を始めた日が属する年度の4月1日  
時点で満18歳未満である者

### 居住促進地区(中山間地区等)に住宅を取得する方

- <中山間地区対象エリア>  
和佐谷、岩本、灯台笹、大口、長滝、筋生、和気、寺畠、館、金剛寺、坪野、鍋谷、仏大寺

### 市内業者利用

- <主な対象条件>  
市内に事業所を有する業者を利用する場合

### 市内在勤者

- <主な対象条件>  
以下の①、②いずれも満たす**世帯の主たる生計者**
- ①R4.4.1以降に市内事業所に正規職員\*1として新規採用されている
  - ②県外・市外に直近\*2で連続して5年以上居住した後、取得住宅に転入している。

- ※1 直接雇用、無期雇用及びフルタイム勤務を満たすもの
- ※2 住民票上の、取得住宅への転入日を起算とする

### <注意事項>

- ①住宅を増改築する場合は、**床面積が75㎡以上**の場合に対象となります。
- ②**令和4年度の制度は令和5年3月まで終了**します。(制度内容は年度ごとに見直しされます。)

●問合せ先：地域振興課 電話 0761-58-2212

## ③結婚新生活支援事業補助金 ※他の家賃補助とは併用できません。

結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住宅取得や賃借料、リフォーム費、又は引越しに係る費用を最大30万円まで補助します。

【申請の対象者】

令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届けを提出・受理され、婚姻日において夫婦ともに39歳以下かつ夫婦の合計所得が400万円未満の世帯

【補助額】

上限30万円

●問合せ先：地域振興課 電話 0761-58-2212

## ④U・I・Jターン就職家賃補助金 ※介護人材確保事業補助金とは併用できません。

U・I・Jターンにより能美市内の企業へ就職される方を支援するため、能美市内のアパート等に入居した際の賃料の一部を2年間補助します。

【申請の対象者】

U・I・Jターンにより能美市内の企業に就職し、新たに能美市内のアパート等に入居された方で就職時の年齢が40歳以下の方

【補助額】

賃料の1/3(最大5千円/月)

●問合せ先：商工課 電話 0761-58-2254

## ⑤介護人材確保事業補助金 ※U・I・Jターン就職家賃補助とは併用できません。

市内の介護事業所等で働く方を応援するため、新たに介護職員として就職された方が、能美市内のアパート等に入居した際の賃料の一部を2年間補助します。

【申請の対象者】

令和3年4月1日から令和5年12月31日までに能美市内の介護事業所等に就職し、一年以上継続して雇用される方で、能美市内のアパート等に入居されている方

【補助額】

賃料の1/3(最大5千円/月)

●問合せ先：福祉課 電話 0761-58-2230

## ⑥加賀の木づかい奨励金

加賀地域の森林から伐採され加工された木材を一定規模以上使用した住宅取得に対し、補助します。

【補助額】※事前申請

最大30万円

●問合せ先：農林課  
電話 0761-58-2256

## ⑦自然エネルギー設備設置補助金

住宅用の太陽光発電システム、風力発電システム、薪ストーブの設置に対し、補助します。

【補助額】※事前申請

太陽光：一律3万円  
風力・薪ストーブ：最大5万円  
※いずれも住宅用のみ申請可

●問合せ先：生活環境課  
電話 0761-58-2217

## ⑧空き家清掃費補助金 改修費補助金

対象経費の50%以内を補助します。いずれも空き家バンク登録物件であることが条件です。

【補助額】※事前申請

清掃：最大5万円  
改修：最大50万円

●問合せ先：まち整備課  
電話 0761-58-2251

## ②レンタカー補助金

能美暮らしを支援するため、最長6カ月間レンタカーのレンタル料の一部を補助します。

【申請の対象者】 以下の①、②いずれかを満たす方

- ①定住促進補助金の市内在勤者加算の対象者であり、かつ、東京圏から移住する方
- ②東京圏\*から市内にUターンし、市内事業所に就職する30歳未満の方 ※埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

【補助額】

最大5万円/月

●問合せ先：地域振興課 電話 0761-58-2212

【フラット35】  
当初5年間または当初10年間の  
借入金利率が**年0.25%引き下げ!**

対象要件や申請に必要な書類についてはこちらから



<移住定住に関する相談窓口>  
〒923-1297 能美市米丸町1110番地  
のみ移住サポートセンター(能美市役所 地域振興課内)  
TEL: 0761-58-2246 FAX: 0761-58-2291

※詳しくは能美市HPをご覧ください。

能美市 移住定住キャンペーン

検索

